かしこく健やかなくらし
消費生活センターだより
第166号　2026/10/10
■編集・発行　稲城市・稲城市消費生活センター運営協議会　■問い合わせ　稲城市市民協働課　℡378-2111（内線 632）

ご用心！災害に便乗した悪質商法

地震や大雨・大雪などの災害が起きると、住宅修理などの契約トラブル、さらには災害に便乗した不審な勧誘や悪質商法に関するトラブルが増える傾向にあります。

悪質商法は被災地だけが狙われるとは限らないため注意が必要です。

〈相談事例Ａ〉
台風で自宅の屋根瓦がずれ、見積だけのつもりで事業者を呼んだところ、屋根にビニールシートをかけられ高額な作業料金を請求された。



〈相談事例Ｂ〉
自宅に「市役所から来ました。地震の義援金を集めています」と男性が訪ねてきた。名前を名乗らず名刺や名札もなかったので「市役所に電話して確かめる」と言うと、帰って行った。

〈相談事例Ｃ〉
台風の影響で雨漏りしていたところに事業者から「火災保険で修繕できる」と電話があり、訪問を受けた。事業者が屋根の損傷箇所を撮影し、工事見積もりを出し、保険申請も行った。その後、保険会社の鑑定人が家を見に来て「見積金額全額は出ない」と言われた。契約時に違約金の説明はなかったが、書類を見たら工事をしない場合は違約金として保険金の＊＊割を支払うと書いてあった。

トラブルに遭わないために…

＜住宅の修理＞
工事内容や工期・価格・キャンセル料を事業者によく確認し、できれば複数の事業者から見積もりをとりましょう。「自己負担なく工事ができる」「火災保険の申請代行をする」などと勧誘されてもすぐに契約するのはやめましょう。検討する時間を与えずに契約をせかす事業者には特に注意しましょう。



訪問販売や電話勧誘販売で契約をした場合はクーリング・オフが出来る場合があります。困ったときは早めに最寄りの消費生活センター等に相談してください。

また、保険金の請求は内容や補償の範囲について書類をよく確認し、自身が加入している保険会社や保険代理店に直接相談しましょう。

＜被災地支援を語る不審な勧誘＞

公的機関や福祉団体を装い「義援金を集めている」などとウソをついてお金をだまし取ろうとする手口を義援金詐欺といいます。「被災地支援のために投資してほしい」とか「被災地復興のためになるので商品を購入してほしい」などと親切心につけ込むような悪質な勧誘もみられます。被災地以外でも同様のトラブルがみられます。



義援金は確かな団体を通して送るようにしてください。

消費者トラブルの　お・か・し・も

避難訓練の約束でよく使われるのは、「おさない・かけない・しゃべらない・もどらない」

では、消費者トラブルの　お・か・し・も　とは？



- **お**かねはすぐに払わない
- **か**くにんする（相手の身元、連絡先など）
- **し**んじない（格安、今だけなど）
- **も**ちかえる（相見積もり、誰かに相談など）

いざ災害に巻き込まれると、冷静な判断が難しくなるものです。何も起きていないときから、まわりとのつながりを持つ、情報共有する、声を掛け合うなど意識することが大事です。大切な人を家族や地域の人々で守る環境作りが一番の対策になります。

〈参考文献〉『くらしの豆知識』（編集・発行 独立行政法人国民生活センター）

稲城くらしフェスタ 2026 開催します！

10 月 24 日（土）・25 日（日）10 時から 15 時、野村不動産いなぎアリーナ中庭にて稲城くらしフェスタ 2026 を開催します！

今年は、「生活不安を乗り切るために“今”私たちにできること」をテーマに、消費者団体及び関係機関による消費者啓発パネル展示、物品販売等を行います！

景品がもらえるスタンプラリーも開催します。

ぜひお越しください！

詳細は QR コードから市ウェブサイトをご覧ください。



▲フェスタ記事

クーリング・オフなど契約に関する相談は・・・



稲城市消費生活センター

稲城市百村 2111 番地

パルシステム生活協同組合連合会稲城事務センター

相談電話　042-378-3738

月～金曜日（年末年始・祝日除く）

午前９時 30 分～正午、午後 1 時～3 時 30 分

